

近鉄スマイルあやめ池ケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 近鉄スマイルライフ株式会社が開設する近鉄スマイルあやめ池ケアプランセンター（以下「本事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、本事業所の介護支援専門員が要介護状態または要支援状態にある高齢者等およびその家族に対し、適正な指定居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の介護支援専門員は、要介護状態等にある利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から提供されるよう必要な援助を行う。

2 本事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、関係市町村および地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携のもと、総合的なサービスが提供されるよう、常に公平中立な援助に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称・所在地・概要等は、以下のとおりである。

- (1) 名称 近鉄スマイルあやめ池ケアプランセンター
- (2) 所在地 奈良県奈良市あやめ池北2丁目1番1号

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
 - ・管理者は、介護支援専門員を管理し、あわせて利用者の申し込みに係る業務の調整、業務に実施状況の把握、およびその他の管理を一元的に行う。
 - ・管理者は、本事業の円滑な運営を行うために、介護支援専門員に対して必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 4名以上
 - ・介護支援専門員は、要介護者の立場を尊重し、利用者の家族の状況や、意向、課題の把握に努め、居宅サービス計画書の作成に関する業務を行う。
 - ・介護支援専門員は、居宅サービス計画書の作成後も利用者や家族、サービス事業者との連絡を密にし、必要に応じ居宅サービス計画の変更や介護保健施設等の紹介を含め要介護者に必要なサービスの提供が行われるように努める。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日～土曜日（但し12月31日、1月1日～3日は休み）
- (2) 営業時間 9時～18時

2 緊急時の対応として、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容および利用料等)

- 第6条 本事業所の介護支援専門員は、要介護者等の依頼を受けて、要介護者等が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握、分析し、その心身の状況、要介護者等およびその家族の要望を勘案して、居宅サービス計画を作成するものとする。
- 2 本事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
 - 3 本事業所の介護支援専門員が利用者からの相談を受ける場所は、本事業所にあつては相談室等とする。但し、利用者および家族の状況等に応じて居宅および行政、福祉、医療等の機関、その他の場所においても相談に応じるものとする。
 - 4 本事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画の策定にあつて使用する課題分析票は、MDS-HC方式、三団体ケアプラン作成方式および日本介護福祉士会方式等から適切な方式を選択する。
 - 5 本事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者による会議(以下「サービス担当者会議」という。)の開催、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。なお、サービス担当者会議の開催場所は、本事業所内の相談室およびその他の適切な部屋等を原則とする。
 - 6 本事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成および実施にあたり、利用者およびその家族に対し十分な説明を行うとともに、利用者の同意を得なければならない。
 - 7 本事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後のサービスの利用状況を把握するため利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を密にして状況の把握に努めるとともに、1ヶ月に1回以上は利用者の家庭を訪問しなければならない。

(利用料その他の費用の額)

- 第7条 本事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料の支払いは受けないものとする。
- 2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う本事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとする。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道2キロメートル未満	250円
(2) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道2キロメートル以上3キロメートル未満	500円
(3) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道3キロメートル以上4キロメートル未満	750円
(4) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道4キロメートル以上	1,000円
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

(通常の事業実施地域)

- 第8条 通常の事業実施地域は、以下のとおりである。

奈良県奈良市の一部

(伏見、登美ヶ丘、二名、富雄西、富雄東、平城、北部、京西都跡包括圏域)

生駒市の一部、京都府木津川市の一部および相楽郡精華町の一部

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 本事業所は、本事業または自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため、利用者からの相談または苦情に対する窓口を置き、相談内容等を文書で記録し保管するとともに、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて利用者および家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 本事業所は、本事業の提供により事故が発生した場合、利用者の病状が急変した場合、ならびにその他緊急の事態が発生した場合には、速やかに主治医、市町村および利用者の家族、等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者およびその家族に対し、緊急時の対応について事前に助言等の援助を行うものとする。

(秘密保持)

第12条 本事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないとともに、従業者でなくなった後においても、同様とする。

2 本事業所は、前項の規程を遵守させるため、本事業所の従業者と守秘義務を規定した雇用契約を締結しなければならない。

(研修)

第13条 本事業所は、介護支援専門員の資質向上をはかるため、次のとおり研修の機会を設けるとともに、常に業務体制の整備に努めるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(その他運営に関する重要事項)

第14条 本事業所は、本事業の運営に際して次の各号に留意するものとする。

- (1) 本事業の内容および料金その他の費用の額を、本事業所の見えやすい場所に掲示する。
- (2) 正当な事由なく本事業の提供を拒んではならない。
- (3) 本事業所による本事業の提供が困難な場合には、速やかに適切な他の指定居宅介護支援事業者を紹介する等の措置を講じる。
- (4) 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して本事業を提供する。
- (5) 介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、利用者または家族から提示を求められ

たときは、これを提示する。

(6) 本事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画)

第15条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第16条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

本規程は、平成12年7月1日より施行する。

本規程は、平成16年8月20日より施行する。

本規程は、平成20年1月11日より施行する。

本規程は、平成20年5月1日より施行する。

本規程は、平成20年6月1日より施行する。

本規程は、平成20年11月1日より施行する。

本規程は、平成21年3月1日より施行する。

本規程は、平成22年2月1日より施行する。

本規程は、平成30年6月22日より施行する。

本規程は、令和元年9月1日より施行する。

本規程は、令和2年1月1日より施行する。

本規程は、令和5年4月1日より施行する。